

秋田被害者 支援センターだより

第3号

平成16年2月27日

発行者 社団法人秋田被害者支援センター

理事長 佐藤 怜

電話 018-887-7605

FAX 018-887-7608

相談電話 018-832-8010

電話受付 午前10時～午後4時



新しい門出にあたって

社団法人秋田被害者支援センター 理事長 佐藤 怜

☆

このたび、懸案でありました秋田被害者支援センターが社団法人として新たな出発をすることになりました。

この法人は、「性犯罪等のさまざまな犯罪や、交通事故等の被害者やその家族に対して、精神的支援や各種の支援活動を行ないながら、社会への被害者支援意識の啓蒙により、被害の回復・軽減を計っていくこと」を目的としているものですが、これまでも任意のボランティア団体として、このような目的や趣旨に沿いながら、不十分ながらも平成13年度から主に電話での相談活動を中心に活動してきて参りました。

これからは、この組織を法人格という確固とした位置づけに基づきながら、専門家による直接面接、支援員による付き添いなどの直接支援、被害者同士の自助グループへの支援等、文字通り被害者の方々との直面による（face to face）活動をも、これまでの電話相談に併せて行なって参りたいと思っております。

また、このあと公安委員会からの「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けるための諸準備も行なっていきたいと思っております。

☆

このたびの当センターの法人化に当たりましては、秋田県警察本部及び県内各警察署、県内各市町村を始め、関係各行政機関の方々からの献身的なご努力、ご協力や、多くの県民の方々からのご理解と、賛助会員としての暖かいご支援を頂きましたことを、心からの感謝を申し上げます。

さらに、法人化にともなう事務量の増加や、上記の諸活動の拡大に伴う、事務所の手狭さが問題でしたが、幸いにも北都銀行のご好意により、一室をお借りすることが出来るようになり、近々に事務所の移転が具体化しましたことも、大変有難いことであると感謝しているところです。

☆

このように、当センターに対して寄せられた多くの方々からのご理解とご支援を、私たちの「心の財産」として、これからもより一層目的に叶った活動に励んで参りたいと思っておりますので、今後とも引き続きご助力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

相談専用電話 018-832-8010 火・水・木曜日 午前10時～午後4時

秋田被害者支援センター社団法人化までの歩み

- 平成13年 4月20日 民間ボランティア団体(任意団体)の被害者支援団体として設立。
5月より週2日の電話相談を開始。
- 平成14年11月29日
～12月1日 秋田県社会福祉会館2階ホールを会場に「生命のメッセージ
展 in あきた」開催。
- 平成15年 7月28日 社団法人の設立総会を開催。
- 平成15年 8月11日 県の認可をへて、法人登記終了。
正式に社団法人としてスタート。
- 平成15年 8月26日 設立記念総会と設立記念講演会を開催。
- 平成15年 9月 電話相談を週2回から火・水・木曜日の週3日。
事務所の開設も、月曜から金曜。
- 平成15年10月 3日 「犯罪被害者支援の日」街頭キャンペーン。
- 平成15年10月 直接的支援活動開始

社団法人化にあたり、ボランティア支援員や賛助会員の方々、全県の警察官の皆様そして、行政機関のご協力により民間のボランティア団体(任意団体)から社団法人となり活動をはじめることが出来ました。

設立記念総会では、ご来賓の西村哲男副知事、石川正一郎秋田県警察本部長、被害者遺族として三浦芳子氏より、当センターにたいするはなむけの言葉をいただきました。また、社団法人化にあたりご協力をいただきました社団法人秋田被害者支援センター設立準備委員会の代表世話人のABS秋田放送取締役会長黒丸幹夫氏はじめ準備委員会の皆様にもご出席いただきました。賛助会員の皆様にも多数ご出席いただき、その場において代表の方に賛助会員証の授与を行ない、当日ご参加いただいた皆様にも賛助会員証を手渡すことが出来ました。そして、当日ご出席いただけなかった賛助会員の皆様には、後日関係機関を通じてお渡しすることが出来ました。



西村副知事



会場内



「 犯罪被害者の心—信頼の断絶と回復 」

社団法人被害者サポートセンターあいち
会長 蔭山 英順 氏

被害者サポートセンターあいちの蔭山でございます。秋田に被害者支援センターが設立され東北に被害者支援の大きな拠点ができたことをたいへんうれしく思います。また創設された記念講演にお招きいただきまして、たいへん光栄であります。

今日は被害者への支援を通して、被害者に必要な支援について話したいと思います。私は臨床心理士として大学の相談室、病院、児童相談所とかで心のケアを中心に活動しています。私は心のケアを専門にしていながら、平成9年まで被害者の実態とか大変さは正直言って何も知りませんでした。私たちは当たり前といえば当たり前なのですが、被害者になるまでは被害にあつたらどうなるかわからないのです。たとえば自分の身内が殺人事件によって命を奪われたとします。遺族としての自分は被害にあつた時からどういうことが展開するのか何も知りません。捜査に協力するために事情聴取を受ける、遺体を司法解剖する、司法解剖が終われば引き取りにいかなければいけない、その間も容疑者逮捕のためにもろもろの情報を提供するためにはかなり長い時間捜査協力をしなければいけない、さらにその最中に亡くなった方の葬儀をしなければいけない、その葬儀でバタバタしている間にたとえば被疑者・容疑者が逮捕されれば検察に送られます。するとまた検察に捜査上必要な情報提供を要求され協力をしなければいけなくなります。その後起訴され公判が行われます。公判とは何か、裁判とは何か、何も知らない状況で展開していくことになります。

心の問題からすると、心構えのあるものについては比較的耐える力があります。日本において犯罪被害者の問題はどちらかという心傷、心のケアという部分に光があたっています。しかしそれ以外に大きなダメージを受けています。そのひとつが生活に大きな影響を及ぼすということです。殺人とか強姦・傷害・誘拐などの身体・生命犯ではそれまで元気な体でいたのが突然亡くなったり、その傷害により仕事につけない状態になります。そのため経済困難というのは看過することができないほどのダメージを受けます。国際的には犯罪被害者支援は経済的支援が最初の出発点になっています。多くの国が犯罪被害者支援法という法律で経済的支援を設定しています。しかし日本には犯罪被害者支援法あるいは犯罪被害者基本法というのがありません。犯罪被害者等給付金制度がありますが、これは被害者の経済的支援をうたっているものでなく、被害者へのお見舞金の制度です。被害者支援という原理で考えると被害を受けた人が基本的な生活が可能になるまでの援助が必要です。

被害者は被害の状況について実に淡々と話してくれます。ただその時にあなたはどのような気持ちでしたかとか、どういう感情がありましたかというのは思い出せません。これは被害者の心の乖離というものです。私たちは被害者に関わった経験がないとすごく大変なことに出会っているのだから大混乱をし、大変な状況を我々の目の前に示すだろうと思いますが、実は大部分は大変であればあるほど大混乱の状況は呈しません。多くの被害者は言います。「なんで私がこの被害にあわなければいけないの?」。どうしてなのか理由がないのです。にもかかわらず生きるか死ぬか、あるいは最愛の人を亡くしてしまう状況になる。この怒り・悲しみ・つらさをもちつづけることはとても苦しいです。その意味で人間は良くできたものでふたをしてしまう。しかし心の大変さというのは時間がたっても忘れることはありません。ふたをしたものは必ずでてきます。被害直後の急性の状態ですとこの大変さを思い出したくないとふたをしたがっている、それにもかかわらず思い出させられるという状況がフラッシュバックです。被害者の方々はよく言われますが、

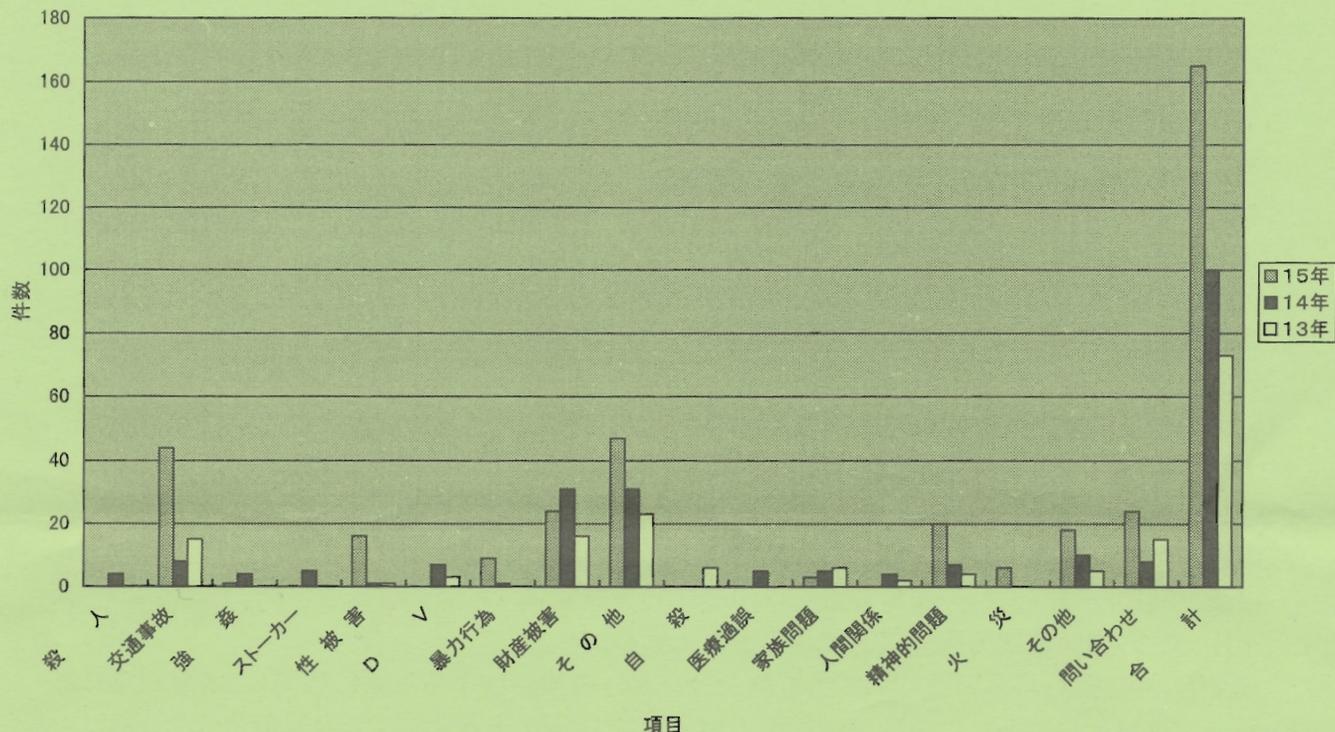
私たちの時計はふたつあると。ひとつは現実の時間。もうひとつは被害を受けた時に止まった時計です。その時から動いていない時計です。何も解決していないのです。それに対し世の中は1年たち2年たち、まわりは元気になれと言います。しかし被害者は過去の時間に生きているのです。

加害者は現在から未来に向って指導を受けています。一方被害者は過去に止まったままという非常に大きなギャップを持っています。なおかつ加害者の被害者に対する償いは何もなされていません。加害者は刑に服していると言われるかも知れませんが、刑事事件というのは国の治安を乱されたわけですから当事者は国と加害者です。だから国の懲罰を受けているのです。被害者は受けた大変さをどのようにして加害者に償わせるかという民事訴訟をおこして損害賠償の請求をするしかありません。時々誤解をされますが、被害者はお金が欲しいのではないのです。むしろ加害者が本当に心から反省をし、償いの気持ちを持っているかどうかが一番知りたいところなのです。しかしほとんどそのチャンスがないのです。被害者はお金ということは思っていないにしても、自分たち的大変さについて補償がない状況の中で怒りと悲しみと悔しさだけが残っていくという生活をしています。被害者は元気になるでしょうか、心の傷は癒されていくでしょうか。

わたしどもも電話相談を核にして平成10年に出発をしました。現在、電話相談は年間千2・3百件です。70数名のボランティアが2台の電話で相談を受けています。実は電話相談の電話に手がかけられる被害者というのはほんの一握りです。というのは自分で判断し、行動し、自分大変さをことばにできるのは年月が必要です。心の大変さというのは言葉にできるようになったらかなり楽になったということなのです。そういう意味で私たちの支援は大変さを言葉にできないような状況のときからすることが大事なのです。平成12年からわたしどものセンターでは電子メール相談を始めました。メールはいつでも送ることができます。それに回答するのは臨床心理士です。メール相談は年間約700です。メールで増えた相談は性被害です。性被害は世の中の差別・偏見があってなかなか事件化しにくいものです。警察の支援は被害者の訴えがあればそこからはじまりますが、それ以前の支援はどこに訴えたらいいのか、この大変さというのはどうということなのか等々の部分は民間が引き受けていくこととなります。つまり事件化以前の支援が必要だということなのです。

私たちは自分で自分の身を守ることができると思って世の中を歩いています。しかし犯罪被害は全面的にそれを否定します。世の中も信頼していたし、守ってもらえると思っていたのが否定されるわけですから、いっぺんに人も社会も信頼できなくなるという状況に陥ります。なくした信頼の断絶を回復することはとても難しい。殺人の遺族からすると問題の解決は亡くなった人がかえってくることです。性被害を受けた人にとると性被害を受ける前の自分であることです。そうはできません。そうするとわたしたちの仕事はどうということなのか。大変さの中で生きていくのは一人ではできない。わたしたちは大変さを代わってあげることはできないが、あなたはひとりではないですよということなのです。基本は被害者が回復していくことを支えていく、そのために心のケアだけでなく現実の生活の支援が必要です。これからの被害者支援はそういう意味で直接支援の方向に向っています。みなさんも被害にあえば全員が急性のストレス障害になります。ほぼ4週間は苦しめられます。特別なことでなくみんながそうなのだということで支えていきます。しかし早期の危機介入をするとPTSDにならないですみます。早い段階で危機介入することが大事になるこれからの10年になります。2001年に犯給法が改正されました。公安委員会が指定した団体には被害者が希望すれば警察がその情報を早期に提供して支援を行うことができるようになりました。こうして私たちは一旦なくした社会への信頼をなんとかしてでも回復し、同じ地域の中で住んでいる人の大変さを支援していくのは当然の世の中でないかと考えて展開をさせていこうとしている状況です。これで終わります。

(講演抜粋 文責 沼澤)



電話相談件数 142件。問い合わせ 24件。

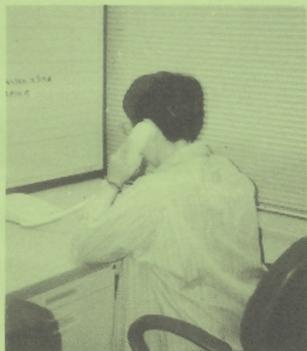
面接 カウンセリング 4回

法律相談 3回

電話相談の男女比 女性 6割、男性 3割 不明 1割

相談者の居住地域 秋田市周辺からの電話が多いが、県北部（能代・山本・大館・鹿角地区）から約3割の相談があり、県内全域から相談が寄せられている。

相談者 本人が6割、家族が3割、その他1割。



交通事故の相談では、相手側からの誠意が見られないと言う訴えや事故後車の運転が恐くなったと精神的な不安を訴えるものが多い。

傷害事件の相談では、賠償問題や社会保障などについて相談があり、弁護士による面接や関係機関を紹介した。

財産的被害は、今年も多重債務についての相談が多く、特にヤミ金融についての相談は深刻なものが多かった。また、債権回収に関するハガキが届きどうしたらよいかという相談もあり、対応について助言をした。

☆ 直接支援活動 7回

社団法人となり、実際に県警の被害者対策室の担当者ともに被害者宅の訪問や裁判への付添を実施している。また、ケースによっては電話によるフォローを継続している。

電話相談でも、直接支援をすると知っている相談者は、病院や関係機関へ出向く時の付き添いをして欲しいと要望が寄せられている。

実際に直接支援がはじまり、自宅訪問や法廷付添などを通じて、正確な情報の提供や関係者との連絡調整など机上では気付かなかったよりきめ細やかな対応が必要である。

☆ 犯罪被害者支援の日キャンペーンの実施

9月27日(土)～10月3日(金)

当センターが加盟している全国被害者支援ネットワークでは、10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定め、全国一斉にキャンペーンを展開した。県内では、9月27日(土)～10月3日(金)までの一週間にわたり、活動を実施した。

9月28日(日)に開催された秋田県ボランティアフェスティバル(鹿角市)に参加し、会場内での展示や鹿角警察署員の協力により会場内広場においてリーフレットの配布を実施した。また、その前日には鹿角市中央公民館において県内で初めて公開講座を開講し、佐藤理事長による「地域で支える被害者の心」と題した講演や臨床心理士の浅沼知一氏の「相手の心に寄り添う・話の聴き方」と題した講演と演習が行なわれ、鹿角警察所管内の賛助会員並びに市民の方、鹿角警察署署長以下署員の方々にも参加した。

参加者の感想は、「演習は初めての経験だったが、今後の仕事や活動に活かしたい」と話していた。10月3日(金)に、秋田駅前ポポロードにおいてリーフレットの配布を行なった。

これらの活動の多くがテレビや新聞で取り上げられ、それを見たり読んだりした相談者からボランティア支援員やセンター関係者に支えられていると実感したと激励の連絡があり、関係者一同大変うれしく思った出来事であった。

☆ 自助組織の支援

県内にも、被害者の自助組織を作ろうと活動をしている人たちがおり、当センターではその方々と連携し、初の集まりを持つことになった。来年度からは、定期的な集まりを持ち被害者の自助組織として、活動を展開していくことになる。当センターとしては、自助組織の連絡調整や定期的な集まりのサポートをしていく予定である。

研修会開催状況

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| 1. 定例研修会(1期生、2期生) | 6月25日 消費者トラブルについて
(県生活センター) |
| 2. 新人研修(3期生)養成講座 | |
| 3. 特別研修会(1期生、2期生) | 7月26日 1日研修
(文教大学常勤講師 秋山邦久氏) |
| 4. 県外研修(1期生) | |

を行いました。以下、研修内容について紹介します。

1. 定例研修会

毎月第4水曜日

4月23日 ストレスと心身症について
(精神科医 佐藤直樹氏)



秋田駅 ポポロード街頭キャンペーン



公開講座 浅沼知一氏



1日研修 文教大学常務講師 秋山 邦久 氏

- 8月27日 行動嗜癖と自助グループ
(県精神保健福祉センター所長)
- 10月22日 市民相談室の機能と相談の現状
について
(秋田市企画調整部市民相談室 主席主査)

- 支援者のメンタルヘルス
～二次受傷について
(県警犯罪被害者対策室)
- 12月12日 DV・ストーカー被害について
(県警生活安全企画課)
交通事故被害者について
(県警交通指導課)
- 12月19日 グループディスカッション

2. 新人養成講座

(1) 養成講座 I

- 10月10日 オリエンテーション
ボランティアと支援者の倫理
(船山静子副理事長)
- 10月17日 被害者支援に求められるもの
(佐藤怜理事長)
民間の被害者支援について
(支援センター)
- 10月24日 電話相談のやり方
(支援センター)
被害者の心身症状(PTSD等)
(稲村茂理事、精神科医)
- 10月31日 直接支援とは
(支援センター)
- 11月7日 女性被害者への支援について
(秋田県女性相談所長)
警察の被害者対策について
(県警犯罪被害者対策室)
- 11月14日 子どもの被害について
(秋田県中央児童相談所)
裁判所見学
- 11月28日 刑事手続きと性犯罪被害
(県警捜査第一課)
危機介入について
(県警犯罪被害者対策室)
- 12月5日 犯罪被害者等給付金に関する法
律について
(県警犯罪被害者対策室)

(2) 養成講座 II

- テーマ 「被害者の心に寄り添う」
- 1月16日 傾聴訓練
(臨床心理士)
- 1月30日 傾聴訓練
(臨床心理士)
- 2月13日 傾聴訓練
(臨床心理士)
- 2月27日 直接支援実践編
(県警犯罪被害者対策室)
- 3月12日 フォローアップ
(県警犯罪被害者対策室)
- 3月26日 ロールプレイ
(臨床心理士)

3. 特別研修

- 8月26日 犯罪被害者の心—信頼感の断絶
と回復—
社団法人被害者サポートセンターあいち
会長 蔭山 英順 氏

4. 県外研修

- ① 平成15年11月21日
秋期全国研修 東京 参加者5名
- ② 平成15年11月22日
犯罪被害者支援フォーラム2003
東京 参加者5名

県外研修感想

研修では、自分の相談員としての資質について、本当に私でいいのかしらと内面を深く見つめ直させられました。今はまだ研修で得たものをどう活かせるのか自信ありませんが、自分の中でじっくりと熟成させて自分の精一杯で相談に当たって行きたいと思っております。五感を磨くためにも「感動」を多く体験出来る機会を意識して毎日の生活に取り入れてゆきたいと思っております。(M. S)

社団法人秋田被害者支援センターの

活動を支える賛助会員募集！！

私たちの活動は、賛助会費で支えられています。支援員は、ボランティアですが、広報啓発活動や直接的支援活動・事務局の運営などに経費を必要とします。センターの活動を資金で支えてくださる賛助会員を募集しております。ご協力をお願いいたします。会員の方には、センターたより、講演会、フォーラムなどのご案内を差し上げます。

◆賛助会員

個人会員 年会費 一口 1,000円
法人会員 年会費 一口 5,000円
一口以上、何口でも結構です。

秋田被害者支援センター 代表 佐藤 怜

秋田銀行 本店 普通 No.476400

北都銀行 本店 普通 No.0953069

【お詫び】 設立記念総会の際、賛助会員名簿の一部に誤りがありましたので、訂正させていただきます。関係者の皆様には、ご迷惑をおかけしました。

秋田県電子工業振興協議会 秋田県農業協同組合中央会 全国共済農業協同組合連合会秋田県本部 全国農業協同組合連合会秋田県本部 菊地卓弥

ご協力ありがとうございます。

〔法人・団体賛助会員〕

秋田県損害保険代理業協会秋田支部
秋田南ロータリークラブ
秋田臨港地区安全運転管理者協会
今井眼科医院 株式会社アートシステム
株式会社北都銀行 社団法人秋田県建設業協会 西目町ライオンズクラブ 計8団体

〔個人賛助会員〕

朝倉育夫 稲場みち子 佐藤広邦 計3個人

〔寄付金〕

秋田県損害保険代理業協会秋田支部（チャリティー収益金） 表千家同門会秋田県支部
川口清治 齋藤律子 沢口秩子 匿名
計 2団体 4個人
(2004.1.31 敬称略・五十音順)

編集後記

8月に念願であった社団法人となり、半年を経て電話相談や面接相談に加え、直接的支援活動として裁判所への傍聴付添や自宅訪問などがはじまりました。

いつどこで誰が犯罪に巻き込まれても不思議ではない社会状況の中、センターとしてできる支援を犯罪の被害者の方やそのご遺族にするためにより研鑽を積んでゆきたいと思えます。

犯罪や交通事故などの被害でお悩みの方へ 秘密は守られます。

《電話相談》

018—832—8010

相談受付 午前10時～午後4時

火曜日・水曜日・木曜日（年末年始をのぞく）

《面接相談》 （要予約）

電話相談でお話を伺った上でご要望に応じます。専門家（弁護士・精神科医・産婦人科医・臨床心理士）が対応します。

